

介護職員処遇改善加算
介護職員等特定処遇改善加算
介護職員等ベースアップ等支援加算

新規取得
ランクアップ
にむけて

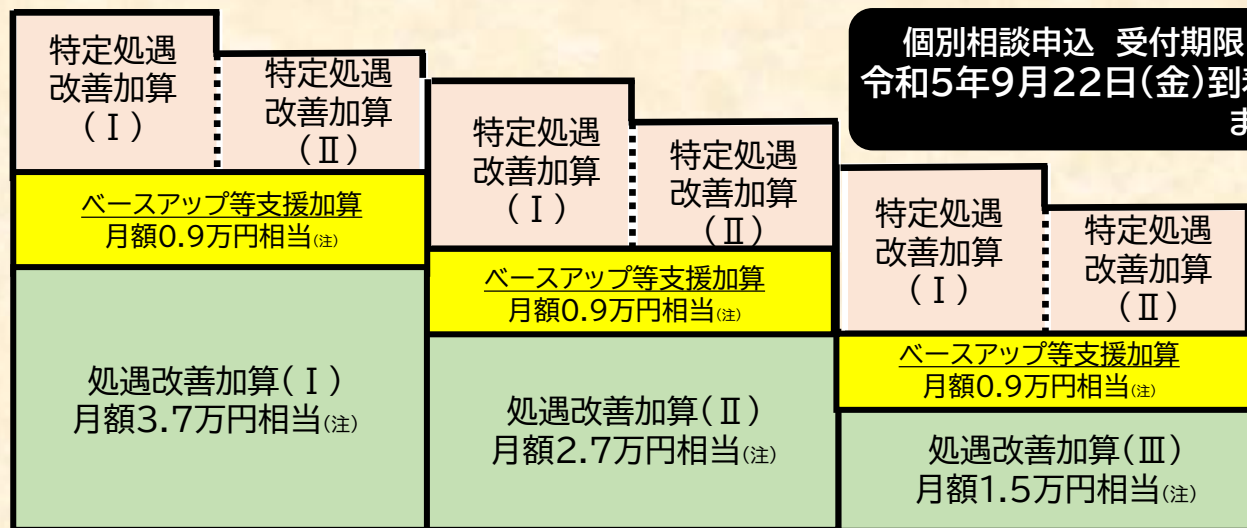
専門家による個別相談のご案内

処遇改善加算の専門家(社会保険労務士など)が、ご都合の良い時間にお伺いして、手続きや書類の書き方などを分かりやすくアドバイスします。

募集事業所数	相談回数・時間	相談期間	費用
30事業所 ただし申込み多数の場合は、新規取得、 下位区分の事業所を優先します	原則2回 2時間/回	令和5年9月1日～ 令和6年1月31日	無料

相談内容の例

- ①ベースアップ等支援加算の概要
- ②特定処遇改善加算の概要
- ③実態に合ったキャリアパスの策定
- ④算定要件を満たす方法
- ⑤昇給の仕組みと昇給の要件の設定方法
- ⑥特定処遇加算の配分方法について
- ⑦就業規則・賃金規程の変更方法
- ⑧保管すべき書類と議事録について



【注:事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付】



【お問合せ】

公益財団法人 介護労働安定センター 滋賀支部

〒520-0043 大津市中央三丁目1-8 大津第一生命ビル10階

TEL 077-527-2029 FAX 077-527-2039

【担当: 谷川・深谷】



FAX
077-527-2039



受付日

公益財団法人 介護労働安定センター 滋賀支部 宛

年 月 日

令和5年度 滋賀県委託事業 個別相談申込書【介護サービス事業所】

法人名			現在の加算区分（下記の該当するものに○）
事業所名			処遇改善加算 【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・なし】
ご担当者名	〔 役職 〕		特定処遇改善加算 【Ⅰ・Ⅱ・なし】
相談方法	【 】 対面 【 】 オンライン		ヘルプアップ等支援加算【あり・なし】
事業所住所	〒		
E-mail			
TEL		FAX	
相談内容 できるだけ詳細にご記入ください			

（注）次の加算算定非対象サービスを除く

- 介護職員が従事しないサービス（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリ、（介護予防）福祉用具貸与・販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

ご記入いただいた個人情報等に関しましては、当センターのプライバシーポリシーに基づき厳重に管理し、上記の目的以外には使用いたしません

お申込みから支援までの流れ

- ①センターへ個別相談の申込書をFAXする
- ②センターにて、支援事業所を選定後、決定の可否をご連絡（9月末頃の予定）
- ③事業所のご担当者様と、支援日時の調整
- ④講師が訪問またはオンラインで支援を実施

*** 支援後は、加算取得の申請をお願いします ***

支部記入欄



担当講師	相談実施日				備 考			
	1回目	年	月	日	2回目	年	月	日
	:	~	:		:	~	:	